

各関係学校法人等理事長 殿

東京都生活文化局私学部
私学振興課助成担当

令和7年度消費税等仕入控除税額報告書の提出について（依頼）

標記の件について、令和7年度に東京都私学部から補助金の交付を受けた学校法人等は、各補助金の交付要綱の規程に基づき、下記の通り消費税等仕入控除税額報告を提出する必要があります。

ついては、以下の補助金のうち、令和7年度に交付を受けた補助金ごとに報告書を作成の上、提出してください。なお、報告書の添付書類として提出いただく根拠書類については、同一法人につき1個の提出で構いません。

記

1 対象補助金

- ・私立幼稚園等環境整備費補助金

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/kankeisya/hojokin/josei/youshiki/0000000710>

- ・とうきょう すくわくプログラム推進事業補助金

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/kankeisya/hojokin/josei/youshiki/0000002398>

- ・私立学校安全対策促進事業費補助金

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/kankeisya/hojokin/josei/youshiki/0000000757>

- ・認定こども園等の業務体制への支援事業補助金

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/kankeisya/hojokin/josei/youshiki/0000001371>

- ・私立幼稚園等特色教育等推進事業補助金

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/kankeisya/hojokin/josei/youshiki/0000000743>

- ・私立幼稚園預かり保育推進補助金

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/kankeisya/hojokin/josei/youshiki/0000000715>

- ・幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/kankeisya/hojokin/josei/youshiki/0000000713>

- ・私立高等学校都内生就学促進補助

※私学事務支援サイトでの掲載になります。

※私立学校経常費補助金、私立特別支援学校等経常費補助金につきましては、後日別途依頼をさせていただきます。

2 提出書類

【（1）については、仕入控除税額が発生しない場合を含め、令和7年度に東京都私学部から補助金の交付を受けた全ての学校法人等が提出の対象となります】

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第3号様式）
- （2）消費税等の確定申告書 写し
- （3）消費税等の課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書 写し
- （4）特定収入割合の計算表 写し

※提出様式及び本通知に係る資料は、上記1の各リンク先からダウンロードしてください。

- ※（１）の記入に当たっては、入力マニュアルをご参照ください。
 ※（２）～（４）については、手引き４ページのフローチャートを確認の上、必要な書類がある場合のみご提出ください。

3 提出方法

メールによる提出

宛先：S1161501@section.metro.tokyo.jp

東京都生活文化局私学部私学振興課助成担当宛

- ・件名に提出資料に対応する補助金名及び法人コード、法人名を必ず記入して下さい。

例）R7消費税仕入控除税額報告（〇〇補助金_11111都庁学園）

※複数の補助金の報告書を同時に提出していただいても結構です。

- ・第3号様式は必ずExcel形式でご提出ください。
- ・ファイル名にもメール件名と同様に補助金名及び法人コード、法人名をご記載ください。
- ・容量が10MBを超える場合は、メールを分割して送信してください。

4 提出期限

令和8年10月30日（金曜日）

※今回は、課税期間が4月～3月となる学校法人等を対象としています。

令和6年度			令和7年度									令和8年度														
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
課税期間が4月～3月の場合（学校法人等）																										
令和6年度 課税期間			令和7年度課税期間									令和8年度課税期間														
課税期間が1月～12月の場合（個人立等）																										
令和7年度課税期間												令和8年度課税期間												令和9年度 課税期間		

（参考：課税対象期間について）

5 お問い合わせについて

お問い合わせいただく際は、原則メールにてお願いいたします。

なお、消費税仕入税額控除の仕組みや制度趣旨自体に関するご質問は、税理士又は最寄りの税務署等へお問い合わせください。

6 参考資料

（１）仕入税額控除について（国税庁ホームページ）

①「消費税のあらまし（令和8年6月）」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm>

②「仕入税額控除の対象となるもの」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6451.htm>

③「仕入税額控除の計算方法」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6401.htm>

（２）国税に関するご相談（国税庁ホームページ）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm#a02>

（担当）

東京都 生活文化局 私学部

私学振興課（助成担当）

電 話：０３－５３８８－３１８２（直通）

E-mail：S1161501@section.metro.tokyo.jp